

国住指第4026号

平成21年2月6日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）

今般、建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査における留意事項について下記のとおりとりまとめましたので執務の参考とするとともに、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

記

- 1 調査のため建築基準法第12条第6項に基づく立入検査等を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合においては、特定行政庁から都道府県警察に対し、立入検査等への協力を要請すること。

また、調査に当たっては、必要に応じ、都道府県警察に対し情報の提供を求めること。

なお、事故発生直後等のため、立入検査等への協力や情報提供が得られない場合においては、協力や情報提供が得られる時期の見込み等について、引き続き警察と連絡を密にし、調整すること。

- 2 都道府県警察に対し、上記の立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、国土交通省に対し、当該都道府県警察の窓口について照会し、確認すること。

なお、立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、必要に応じて国土交通省及び警察庁において調整する。